



災害時における災害応急対策業務及び  
建設資材調達に関する協定書

内閣府 沖縄総合事務局  
一般社団法人 日本建設業連合会 九州支部



## 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会九州支部長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務及び建設資材調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務等の実施範囲・対象施設）

第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。なお、業務等の要請は、被災地の状況等を踏まえ、甲と乙が調整の上実施するものとする。

- 一 甲が管理又は工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体等の所管施設等における災害発生又は発生するおそれがある箇所
- 三 前二号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火等甚大な被害が想定される国難級の大規模災害（以下「大規模災害」という。）等が発生した場合に、甲が要請する国内における甲の管外における災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体等の所管施設等を含む。）

### （災害応急対策業務）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に災害応急対策業務を要請することができるものとする。なお、要請

の内容及び手順等については、別途甲及び乙が協議の上あらかじめ定めておくものとする。

- 2 甲は、前項の要請を行おうとするときは、別に定める様式等により、乙に乙の会員の使用可能な建設機械、資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲に災害応急対応業務の実施に対応可能な会員の情報を報告するものとする。ただし、甲の管内で甲の災害対策本部運営要領において地震災害における非常体制の発令基準に達した震度5強以上の地震が発生した場合、乙は、前項の要請を待たずに、会員の情報の収集を開始し、甲への報告に努めるものとする。
- 4 前項の報告等を踏まえ、甲は、災害応急対策業務を実施する乙の会員を特定し、出勤を要請するものとする。
- 5 甲は、前項の規定により出勤を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。
- 6 乙の会員は、甲から第4項の要請があった場合、甲又は沖縄総合事務局の事務所の長（以下「事務所長」という。）の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。
- 7 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。なお、災害応急対策業務の遂行に必要な事項について、甲は乙に可能な限り協力する。

#### （建設資材等の調達）

- 第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。なお、要請の内容、手順等については、別途甲及び乙が協議の上あらかじめ定めておくものとする。
- 2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲に報告するものとする。
  - 3 甲は、前項の規定により報告される建設資材等の在庫情報により、乙又は乙の会員に調達の具体的な内容を指示（以下「調達の指示」という。）するものとする。
  - 4 乙又は乙の会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速

やかに甲又は事務所長の指示する場所に調達を実施するものとする。

- 5 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

#### (業務等の実施体制)

第5条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制（乙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。

- 2 乙は、乙の会員への連絡体制及び乙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数量を把握し、本協定締結後、速やかに甲に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合、乙は、技術者及び建設資機材等について速やかに報告するものとする。

- 3 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において迅速に業務等ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

#### (地方公共団体等からの要請)

第6条 甲は、管内の地方公共団体等の長から甲に第3条及び第4条の業務の要請があったときは、乙に第3条第1項及び第4条第1項に基づく業務実施の要請のほか、地方公共団体等の長との契約による業務実施を打診することができる。

#### (契約の締結)

第7条 甲又は事務所長は、第3条の規定により乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとする。また、第4条の規定により乙に調達を要請したときは、遅滞なく、乙又は乙の会員と当該内容に係る契約を締結するものとする。

#### (保険加入)

第8条 乙又は乙の会員は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条第5項の趣旨に鑑み、労働保険に加え、本協定に基づき災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三

者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結しておくよう努めるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第9条 甲は、本協定に基づき乙又は乙の会員が実施する業務等の円滑な遂行及びその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙及び乙の会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

2 本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、乙又は乙の会員は、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令(平成24年国土交通省訓令第31号)第6条第2項に規定する TEC-FORCE パートナーとして活動し、被災地において広報や災害応急対策業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

(訓練の実施)

第10条 甲並びに乙及び乙の会員は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(損害の負担)

第11条 乙又は乙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担については、業務等の内容により定められる公共工事標準請負契約約款等に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

2 第6条の規定により、甲が地方公共団体等の長からの要請により、乙に打診した業務については、乙又は乙の会員は当該業務を必要とした地方公共団体等の長と協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和9年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し

出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の期間は廃止する期日の1箇月以前とする。

(本協定の効力)

第13条 本協定は、甲又は事務所長と地方機関の長等と乙又は乙の会員が締結する同じ目的の協定を妨げるものではない。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

#### 附 則

平成30年6月8日付け内閣府沖縄総合事務局長と一般社団法人日本建設業連合会九州支部長との間で締結した「災害時における災害応急対策業務に関する協定書」及び「災害時における災害応急対策業務に関する協定書の実施の細目」は廃止する。

本協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ、甲及び乙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月24日

甲 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号  
内閣府 沖縄総合事務局長 小八木 大成



乙 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目3番22号  
一般社団法人 日本建設業連合会  
九州支部長 土山 元治

